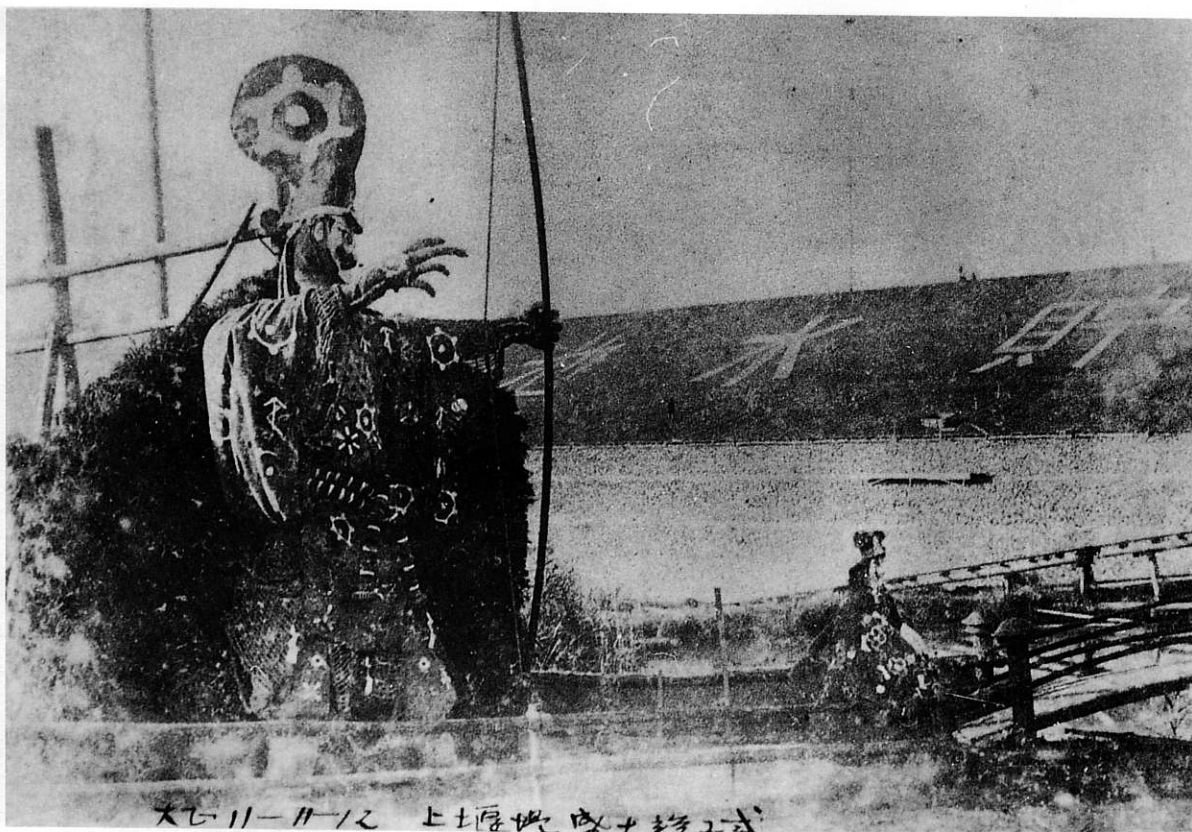


資料館だより

平成11年(1999)
9月1日

集・発行 武蔵村山市立歴史民俗資料館 〒208-0004 武蔵村山市本町5-21-1 TEL 042(560)6620



大正11年(1922)11月12日
村山貯水池上堰堤盛土竣工式の出し物

大正11年(1922)11月12日

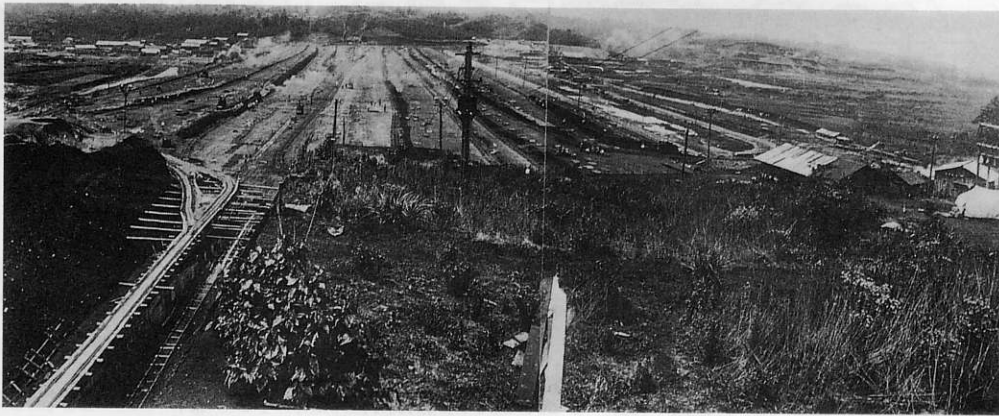
収蔵品展

村山・山口貯水池工事写真

— 清水輝雄氏寄贈アルバムから —

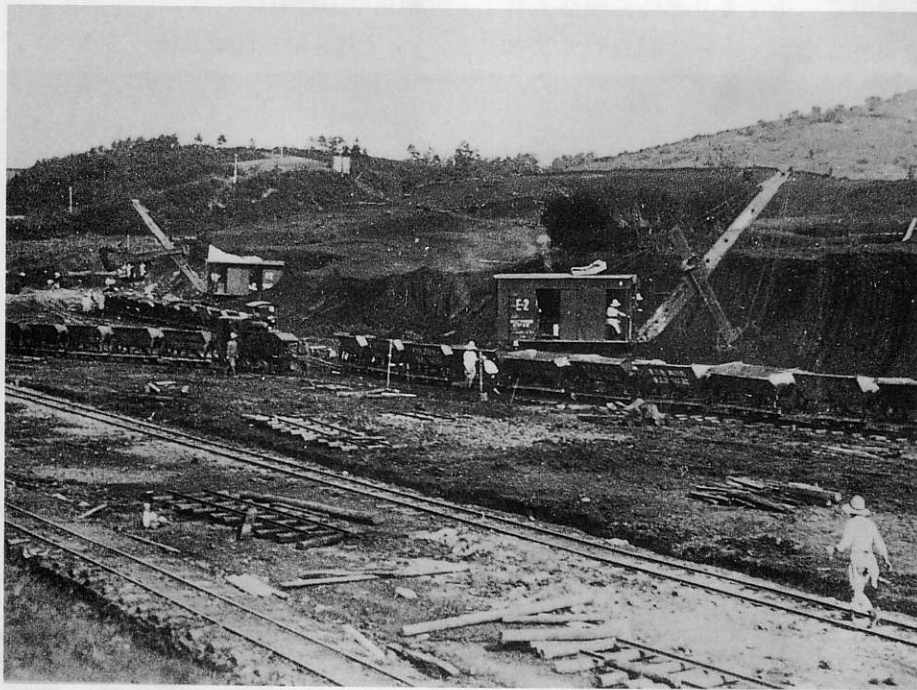
平成6年(1994)9月に武蔵村山市本町二丁目にお住まいの清水輝雄氏から写真アルバム5冊を御寄贈いただきました。これらのアルバムには総数582枚に及ぶ写真が張り付けられてあり、そのほ

とんどが村山貯水池及び山口貯水池建設工事関係のものであります。いずれも大正期から昭和初期の大土木工事の様子を伝える貴重な写真であり、今回その一部を収蔵品展として紹介しました。



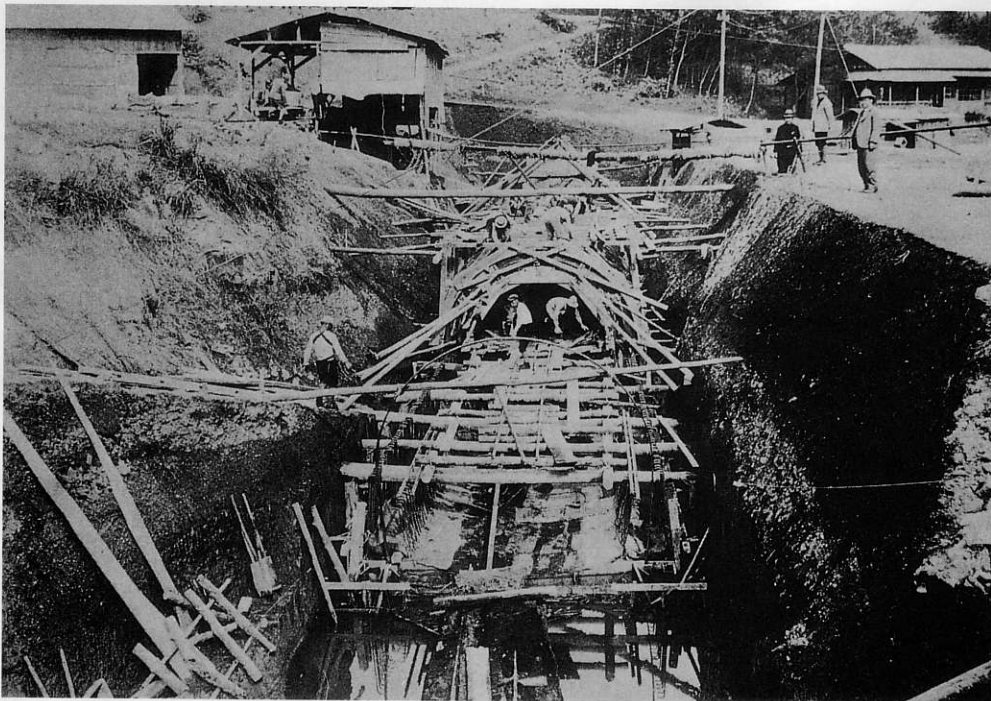
山口貯水池堰堤盛土工事

昭和6年(1931)7月2日



山口貯水池堰堤盛土用土取場の状況

昭和初期



山口貯水池引入口暗渠工事

昭和7年(1932)2月

はな ず もう 花 角 力 一 件

市文化財保護審議会委員 寺 町 勲

曙や武蔵丸、そして若貴兄弟などの活躍によって、大相撲は大変人気がありますが、江戸時代でも、相撲は庶民の娯楽の一つでした。

ところで、花角力とは、本場所以外の相撲興行のことです。その名称は、木戸銭を取らないで、観客の花（祝儀）で諸費用を賄ったことからつけられたものようです。

これについては、渡辺源蔵家に次のような文書が残されております。（渡辺家文書連番69）

差上申一札之事

一私共儀、此の度、御公儀様御停止御触御座候処、心得違ひ仕り、花角力興行仕る可しと相巧み、村方御役人中へ一向無沙汰にて、山口観音境内へ立札仕り候、其の沙汰御聞きに及ぶに付、御吟味遊ばされ候処、一言の申し訳これ無く謹み奉り候、（中略）然る上は、唯今より近き村々へ賦し置き候花札一枚も残り無く取り集め、角力興行の儀急度相止め、御停止御触急度相守、物毎隠便に仕る可く候、（中略）後日の為仍って件の如し。 武州多摩郡中藤村

宝暦十一年辛巳七月（1761）勸進元 惣 七 ㊦
 名主 市郎左衛門殿 同 源 次 ㊦
 同 市郎右衛門殿 世話人 平 八 ㊦
 同 佐 兵 衛 殿 同 仲右衛門㊦
 御料所・私領所組頭衆中 同 孫 七 ㊦

以上ですが、渡辺家には、この一件に関する文書が他に2点あります。内容はほぼ同じですから全文は省略しますが、上記文書に無い部分を追加しますと、「今十五日、仲右衛門・源治、小川村へ召し出され、委細御吟味の段、逸々仰せ聞かされ、承知畏み奉り候、然る上は、当村方へ少々も相集り居り候角力取共、明十六日未明に早々相返し、人目に懸かり申さざるよう仕る可く候、（渡辺家文書連番68）」、「何様の御咎め仰せ付られ候共、少しも御違背申す間敷候所、御憐愍を以て御宥免下され有難く存じ奉り候、（渡辺家文書連番67）」などです。

これらを要約しますと、「惣七等が中心になって花角力を計画したが、事前に露見し、名主や組頭宛に詫状を書いて一件は落着いた。」ということになります。そこで、これらの文書から気がついたことを述べてみましょう。

その一は、幕府によって花角力が禁止されてい

たということです。相撲は古くから行われていましたが、江戸時代になりますと、諸大名は競ってお抱え力士を持つようになりました。これに対して、庶民を対象とした辻相撲はまだ禁止されていましたが、元禄期を中心とする町人パワーの高まりは、禁を破ってまでも相撲興行をするようになりました。そのために、幕府の辻相撲禁令は、慶安元年（1648）・寛文5年（1665）・貞享4年（1687）・元禄3年（1690）・同7年・同16年・宝永4年（1707）・享保4年（1719）・同5年と繰り返し出されました。そこで、人々は、勸進相撲という合法的な方法をとるようになりました。幕府も、当初は勸進相撲を禁止していましたが、元禄12年（1699）に京都で、また、同15年には江戸で許可しました。なお、今日のような職業相撲（大相撲）は、宝暦期に幕府から容認され、安永2年（1773）には大相撲以外の素人相撲から木戸銭を取ることを禁じたお触れが出ています。ここに取り上げた花角力は、このような状況のもとに企てられたものと理解すべきでしょう。

その二は、代官所や地頭所ではなく、小川村に呼び出され、吟味を受けているということです。そこで、小川村（現小平市）名主であった小川家文書を調べてみますと、この一件に関する文書があることが分かります。それは、「相撲企花札差上ニ付御吟味御日延願（宝暦11年7月、小川家文書M-6-5）」と「御鷹場之内ニ而相撲企花札差上候段不埒至極ニ付詫状（宝暦11年7月、小川家文書M-6-6）」の2点です。その宛先は小川弥次郎（包守）となっていますが、この人は、小川村の開祖小川九郎兵衛（岸村出身）の曾孫にあたり、この一件当時は名主で、尾州御鷹場御預をしていました。このことにより、御鷹場管理の一端をうかがい知ることができましょう。

それでは、惣七たちはなぜ、禁制を破ってまで花角力を企てたのでしょうか。札を立てたり、花札を配ったり、角力取達が集まったりしたのでは、事が露見するのは分かりきっています。そこで、花札に多少の賭博性があったとしても、芝居や手踊りまでが規制されていた当時、人々に娯楽を提供しようとした行為と解釈したいのです。

なお、後年のものですが、相撲興行許可願や相撲興行請負証文なども村に残されております。

『指田日記』に見る民間療法（その2）

市文化財保護審議会委員 水野 紀一

前号では『指田日記』に見る伝統的民間療法として、千垢離・加持祈禱・観音経などの読経・社寺への千度参りを取り上げました。日記には例えば天保七年八月十日の記事に「渡辺平六病氣。観音経ヲ読ム」とあり、同年九月六日の記事では、「渡辺平六疾重キニヨリ、村中御嶽堂ノ池ニ於テ万垢離、且又山口千度ニ護摩ヲタク」とあって、病気の進行具合によって、これらの対処法が段階的に複数とられていたことが具体的に知られます。またこのケースでは、天保八年五月五日の記事に「病氣快気ニヨリ床アゲノ賀トシテ村中ノ人ヲ招キ、酒ヲ出ス」とあり、病が全快したので世話になった村中の者を招き、床上げの祝を行い、酒宴の席を設けたことが知られます。前号でも述べたように、病は重症になればなる程、村人全体に関わる事柄となるので、病気が平癒した時にはそれ相応の振る舞いをする必要があったようです。日記からは、①若衆中に神酒を振る舞い、若衆中も病氣平癒ということで、山口観音に千度参り、千垢離を行う（天保六年3/29）・②指田藤詮の娘が疱瘡平癒にて四十三軒に赤飯を配る（天保十一年4/28）・③同じく藤詮の息子の病気が全快したので、大般若経を転読してもらったことで「床揚祝賀赤飯ヲ賦ル」（天保十一年4/28）等のことが病氣平癒時の振る舞いとしてあったことが知られます。こうしたことも村落協同体のありかたの一端であったのです。

さて話を元に戻して、日記に見るその他の伝統療法について述べましょう。日記にはただ一箇所に記述があるだけですが、「越中薬屋来ル」（安政六年11/29）という記事が見られ、今日でもまああること（筆者の家にも現在も年二回富山の薬屋が来ております）ですが、定期的に越中より置き薬の行商人が来ていたことが知られます。いわゆる家庭常備薬です。今でもそうであるように、風邪や頭痛、腹痛などの日常的病は、軽微なうちはまずは越中富山などの置き薬を服用したり、民間の漢方知識によって煎じ薬を自家で作って服用する対処療法がとられていたことが考えられます。それでも対処できなくなると、これまで取り上げてきた様々な伝統療法がなされるのです。その他の療法として、例えば天保十年九月二日の記事に「癩病ニヨリ草津温泉ニ出立」とあるように関東

各地の温泉への湯治行がありました。湯治については、丁度『資料館だより』の前々号で寺町勲先生が詳しく取り上げておられますので、これを参照して頂き、ここでは省略することにします。

この他、伝統療法といえば日記に最も多く記載され、それだけ村人にもより重大な関心事であったところの疱瘡（天然痘）などの流行病に対する様々な療法がありますが、これらに関してはまとめて次号以降で取り上げることにします。

以上のような伝統療法とは別に、専門的な医師による治療もありました。中藤村をはじめ、近隣諸村にはほとんどが漢方医や鍼灸医、外科医ではありますが、医師の存在が日記に記されています。これらの幕末から明治にかけての医師については武蔵村山市医師会編『武蔵村山市医師会史』の中で、指田藤詮の子孫にあたる指田和明氏による「江戸時代から明治期迄に於ける村の医療」に取り上げられています。そこでも触れられているように、中藤村に限っていえば、時代を違えながら複数の医師が存在していたことが知られます。開業期は不明ながらもともと中藤村にあって天保期から安政期にかけて医業を営んだ斎藤寛卿・通亭の父子をはじめ、他村から中藤村に移住し、開業した医師など、日記には中藤村に在住（短期間でも）し、医療活動をした医師として10名ほどの名が見られます。それら村在住の医師の他、日記には他村における医師の存在も記されており、それら医師の中藤村への往診や同村の病人のそこへの通院という行き来があったことも知られます。例えば往診では、①五郎右衛門が腫物にて川崎外^け料（外科のこと。現・羽村市）に駕籠にて行く（天保七年5月中・数度の通院）、②同人のもとへ川崎外^け料が徒歩で往診（同年6/5）、③藤詮の妻の咽喉に腫物ができたため、三ヶ島村外^け料を頼むも、薬用針治に至らず、即座に膿を出し治癒（天保十一年4/9）、などの記事があります。この三ヶ島村の医師は、嘉永三年六月の記事に「祐徳・健貞」父子との名が見え、別の記事から眼病治療も行っていたことが知られます。この他にも他村からの往診医師として様々な医師が登場しますが、紙面の都合上それらの医師の活動や、他村への病人の通院の実態については、流行病の療法と併せて次号以降で取り上げます。（つづく）